

VII 參考資料

参考資料一覧

1	津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領	152
2	津久井やまゆり園利用者意思決定支援チーム向け研修（令和2年1月実施内容）	157
3	津久井やまゆり園利用者意思決定支援チーム会議進行表	158
4	【ご家族向け】津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れ	160
5	意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート	162
6	津久井やまゆり園利用者意思決定支援に係る 手掛かり・ヒアリングシートの記載留意点	164
7	津久井やまゆり園利用者意思決定支援担当者会議進行表	172
8	意思決定支援検討会議報告書	174
9	継続サービス利用支援（モニタリング）の適切な支給決定について（通知）	176
10	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について（依頼）	177
11	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力について（依頼）	178
12	意思決定支援チームに対する研修の実施計画及び実績について	179
13	かながわ障がい者計画（抜粋）及び障害者基本計画（第4次）（抜粋）	181
14	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援実施要領等に関するQ&A（目次のみ）	182
15	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援について （平成31年度意思決定支援チームメンバー説明用資料）	187

津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領

1 目的

津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）に基づき、津久井やまゆり園利用者（以下「利用者」という。）の今後の生活の場の選択について、利用者一人ひとりの意思を尊重するとともに、その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参考に、丁寧にかつ、適切な手続きによる意思決定支援に取り組むことにより、もって利用者の今後の生活の場についての利用者の選択の幅を広げ、かつ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意し、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供することを目的とする。

2 実施主体

神奈川県

3 対象者

利用者（平成 28 年 7 月 26 日時点で、津久井やまゆり園に入所していた者に限る。）

4 基本的な考え方

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する仕組みである。

利用者の意思決定支援に当たっては、次のことに留意して手続きを進める。

- (1) 本人への支援は、利用者一人ひとりの自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、絵カードや具体物の活用、体験の機会の提供など、本人が理解できるよう工夫して行う。
- (2) 本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人の日常生活における表情、感情、行動に関する情報や、これまでの暮らしにおける様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら、利用者一人ひとりの意思及び選好を推定する。
- (3) 職員等の価値観からは不合理と思われる決定でも、他者への権利侵害がなければ、その選択を尊重する。
- (4) 本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、本人にとっての最善の利益を判断する。その場合は、
 - ・ 複数の選択肢について本人の立場に立って、メリット・デメリットを可能な限り挙げた上で比較検討すること
 - ・ 一見、相反する二者択一が求められる場合でも、両立の可能性について十分に考慮し、本人の最善の利益を追求すること
 - ・ 自由の制限を最小化すること

などを考慮する。

- (5) 意思決定支援を進める上では、サービスを提供している事業者だけでなく、幅広い関係者から、本人の立場に立った客観的な意見を求めるなど、多様な視点から本人の意思決定支援を進める。

5 利用者等の個人情報の利用及び収集の同意

県等の関係者が、津久井やまゆり園に保有しているサービス等利用計画書や利用調査票など、利用者等の個人情報が記載された書類の閲覧等の利用及び新たな個人情報の収集に関して家族等の同意を得る。

6 意思決定支援の仕組みと手続き

(1) 津久井やまゆり園職員による状況整理

事件前、事件後の利用者の様子、これまでの生活史、日常生活における利用者の意思表示の状況などについて、津久井やまゆり園職員が整理する。

(2) 意思決定支援チームの設置

利用者本人の意思を確認するため、利用者一人ひとりに意思決定支援チームを設置する。チームの構成員は次のとおりとする。

ア 相談支援専門員（チーム責任者）

本人が利用する障害福祉サービスの内容を定めるサービス等利用計画の作成者であり、サービス内容の決定に最も深く関わる者として意思決定支援チームを主宰する。

イ 津久井やまゆり園支援担当職員

津久井やまゆり園において、利用者の支援を担当している職員として、利用者の様子について報告するとともに、支援担当職員としての意見を述べる。

ウ 津久井やまゆり園サービス管理責任者

津久井やまゆり園において、利用者の障害福祉サービスに係る個別支援計画を作成している職員として、利用者の様子や家族の状況等を踏まえた支援の考え方について説明するとともに、サービス管理責任者としての意見を述べる。

エ 市町村障害福祉主管課職員

利用者に係る障害福祉サービスの支給決定を行う機関として参加する。

オ 県障害福祉主管課職員

意思決定支援の取組みを統括する立場として参加する。

(3) 意思決定支援チームに対する研修の実施

意思決定支援チームの構成員が、意思決定支援の趣旨、手続き等について十分な理解を得られるよう、障害者の権利擁護・地域生活支援の専門家等による研修会を継続的に実施する。

(4) 利用者への説明や見学、体験の機会の提供

利用者の一人ひとりに対して、分かりやすい意思決定支援の説明を行う。また、グル

ープホーム等での生活に関する見学や体験の機会を適宜設け、丁寧に、必要であれば繰り返しながら、意思決定支援を進める。

(5) 家族等への説明や見学、体験の機会の提供

家族等の理解を得ながら意思決定支援を進めるため、意思決定支援の趣旨や手続きの説明を行うとともに、グループホーム等の生活に関する説明会を実施し、見学、体験の機会を提供するなど、丁寧な対応を行う。

(6) 利用者の意思の確認

利用者の意思の確認に当たっては、意思決定支援チームが利用者からヒアリングを実施する。ヒアリングは、必要に応じて、複数回実施するなど、丁寧に進める。

また、家族からは、入所に至るまでの生活の状況、帰宅中の様子、家族としての思い等についてヒアリングを行うなど、本人の意思決定支援に必要な情報収集を行う。

なお、ヒアリングは、利用者や家族、職員等に過度の負担が生じないよう配慮するとともに、地域生活移行又は施設入所を強いることがないよう進める。

(7) 意思決定支援検討会議の設置

意思決定支援チームが行った意思決定支援の内容を確認した上で、利用者一人ひとりについて、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討し決定するために、意思決定支援検討会議を設置する。

会議の構成員として、第三者の立場、専門家の立場からの意見を反映させるため、意思決定支援チームメンバーに加えて、意思決定支援専門アドバイザーを置く。意思決定支援専門アドバイザーは、相談支援に精通する実践的な指導者、法律の専門家、障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家とする。

意思決定支援検討会議は、本人の明確な意思の確認が困難な場合には、本人の意思を推定する。

なお、意思決定支援検討会議は、利用者・家族等の出席を基本とし、必要に応じ、関係事業者等の参加を可能とする。

(8) 意思決定支援検討会議の結果に基づく調整

意思決定支援検討会議において、地域生活への移行の意思が確認された場合には、関係者はそれぞれ地域生活移行に向けた支援を開始する。支援に当たっては、意思決定支援チームメンバーを中心に、必要に応じて関係事業者が協力しながら、また、必要に応じて知的障害関連団体などの事業者団体等とも連携しながら、地域生活移行の実現に向けた取組みを行う。

(9) 検討方法及び検討結果の見直し

利用者の心身の状況の変化や、これに伴う意思の変化等に対応するため、継続的に意思決定支援を行う。

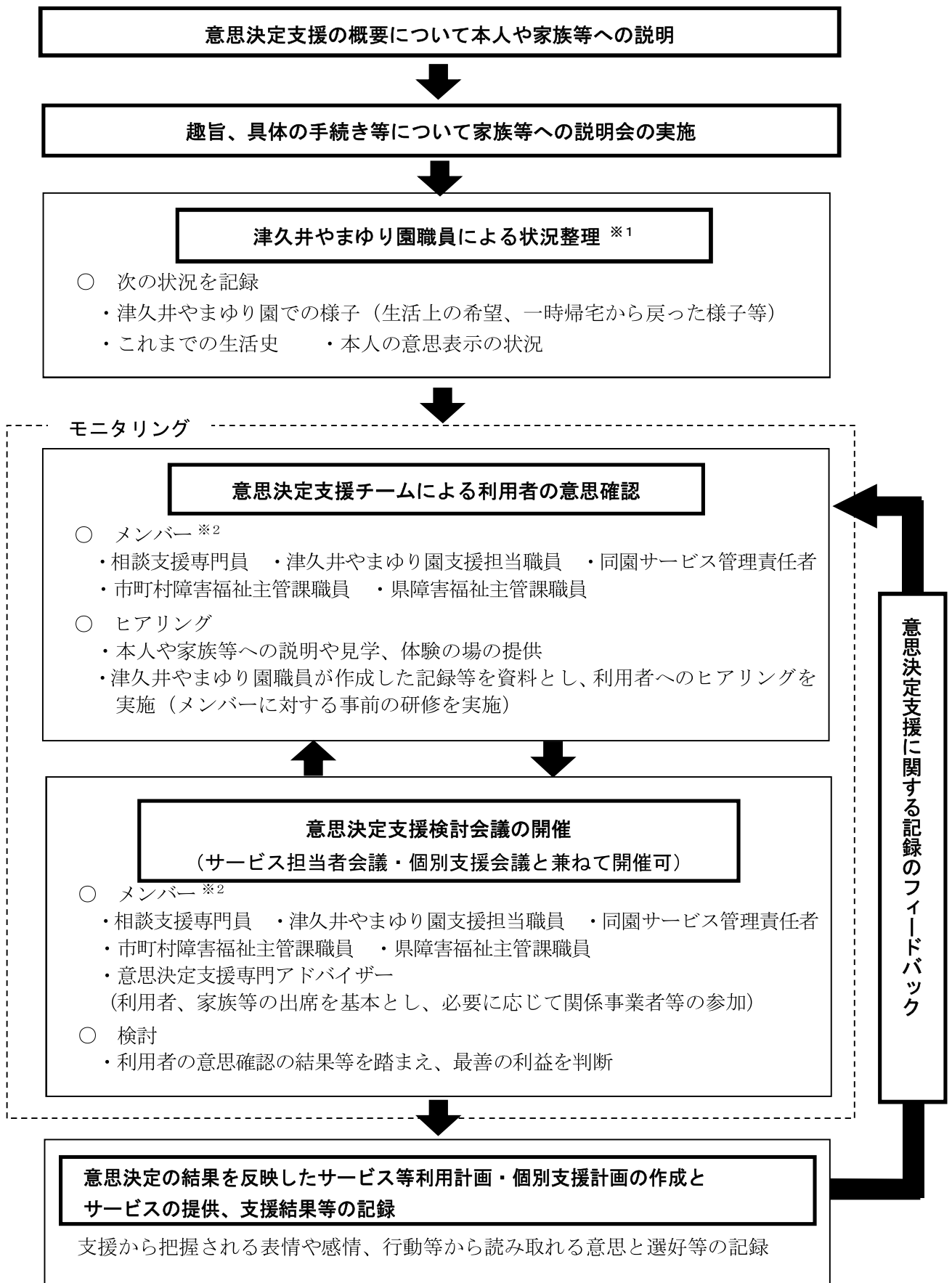
7 利用者の意思決定支援の流れ

利用者の意思決定支援の流れは、別図のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 14 日から施行する。
- 2 「津久井やまゆり園利用者の地域生活移行（居住の場の選択）に係る意思決定支援について」は、廃止する。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れ



※1 他の施設を利用されている方は、当該施設の職員が状況整理を行う。

※2 当該施設の支援担当職員及びサービス管理責任者がメンバーとなり、必要に応じて津久井やまゆり園担当職員等も加わる。

令和2年度 意思決定支援研修会日程表[確定版]

達成目標

- (1) 本人中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- (2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- (3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- (4) 意思決定支援が本人中心の支援を実現することを実感する
- (5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする

テーマ：障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン アドバンス研修

日付	午前	午後
1月 20日 (月)	<p>講義・演習 意思決定支援研修プログラム (9:30-17:30)</p> <p>0 オリエンテーション (9:30-9:40)</p> <p>1 講義・演習 支援付き意思決定支援を理解するための気づきセッション・経験談 (9:40-10:50)</p> <p>(1) 意思決定支援の実践例-「良かれと思って」支援から「心からの希望」に基づく支援へ 本間奈美</p> <p>(2) 心からの希望 (Expressed Wish)を読み解くための会話とは？ 川田雪野・福崎はる</p> <p>—————休憩—————</p> <p>2 講義 意思決定支援における基本的考え方 (11:00-12:10) 名川勝</p>	<p>3 講義・演習 映像で学ぶ意思決定支援 意思決定支援ガイドライン実践に向けたポイント (13:10-14:55)</p> <p>メイン講師 水島俊彦 グループワーク協力者 (ファシリテーター) 名川勝・本間奈美・川田雪野・福崎はる</p> <p>—————休憩—————</p> <p>4 講義・演習 意思決定を支援するための情報収集と記録化</p> <p>(1) 微かに聞こえる声を聴く Scope 入門 (15:05-15:55) 名川勝</p> <p>—————休憩—————</p> <p>(2) 揺れるところ見える化する トーキング マット入門 (16:05-17:15) トレーナー 水島俊彦 アシスタント 名川勝・本間奈美・福崎はる</p> <p>5 まとめ・Q&A・アンケート (17:15-17:30) 名川勝・水島俊彦・本間奈美 川田雪野・福崎はる</p>

担当講師

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)

代表 名川 勝 (筑波大学筑波大学人間総合科学研究科講師等)

副代表 水島 俊彦 (法テラス埼玉法律事務所シニア常勤弁護士・Talking Mats 認定トレーナー等)

事務局長 本間 奈美 (一般社団法人 SADO Act 相談支援センターそらうみ管理者・認定社会福祉士 (障害分野)・相談支援専門員等)

実践ファシリテーション研修 (PFT) 認定トレーナー 川田 雪野 (NPO 法人成年後見センターかけはし理事 社会福祉士等)

実践ファシリテーション研修 (PFT) 認定トレーナー 福崎 はる (一般社団法人いのちと暮らしのつながり研究所 社会福祉学博士・臨床心理士・公認心理士・社会福祉士・精神保健福祉士等)

津久井やまゆり園利用者意思決定支援 チーム会議 進行表

○日時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
 ○参加者 □相談支援専門員: () □サービス管理責任者: () □支援担当:
 □ (市・町・村・区): () □県職員:
 ○司会 □相談支援専門員 □サービス管理責任者 (セルフプランの場合)
 ○記録 □県職員 ()

1. 資料確認 (司会) 【1分】

- 園が用意する資料:
個別支援計画 (現行、1期前)、評価表 (1期前)、フェイスシート、
アセスメントシート、健康カード、具体的な取組、日々の記録、その他
 ()
- 相談が用意する資料:
サービス等利用計画もしくはサービス等利用計画案、その他 ()
- 県が用意する資料:
空白の「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」(以下「ヒアリングシート」という。)
意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート記載に係る留意点について
津久井やまゆり園意思決定支援実施要領等に関する Q&A

2. 自己紹介 【1分】

3. 会議目的の共有 (県職員が説明) 【1分】

- 意思決定支援を進める準備として、情報やアセスメントの共有、意思決定支援責任者の役割分担、次回までに行うことの決定等を行う。

4. 資料内容確認 (各自読込) 【5分】

5. 情報共有

- ヒアリングシートに沿って、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等の本人の情報、人的・物理的環境等のアセスメントなどを資料に沿って共有する。

項目	不足している情報、見えてこない部分	情報の収集先・方法
基本情報 (手帳、年金等)		
支援目標		
生活史		
現在の生活環境		
環境への配慮等		
家族関係		
社会関係図		
ADL		
IADL		
好き・喜び・楽しみ		
嫌い・苦手・不快		
意思能力・表現 方法等		

6. 本人の意思（望む生活）について意見交換

7. 意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討

■ 本人の意思のくみとりや情報を理解しやすく伝えるなど、やりとりをするための工夫

■ 上記以外、意思決定支援を進める上で配慮すべき事項

8. 意思決定支援責任者のチーム内における役割分担、次回までに行うこと

○ 情報収集・整理、ヒアリングシート作成、本人・家族への説明、ヒアリング等の役割分担、次回までに行うことについて検討する。

<次回までの必達目標>

担当	次回まで行うこと	期限
相談		
サービス等 利用計画の 変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし	
サビ管・ 支援担当		
個別支援計 画の変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし	
市町村		
県		
その他		

9. 次回の担当者会議開催日程 ※必ずこの場で決めること

日時：平成 年 月 日 () 時 分 ~

会場：

参加者：

以上

津久井やまゆり園利用者 の意思決定支援の流れ

作成 社会福祉法人かながわ共同会 津久井やまゆり園

よくいただくご質問や疑問をQ&A形式でお答えします！

Q 自分の子ども（兄弟姉妹）のことは、どうなっているの？

A お一人おひとり進めています。ご心配な点がありましたら、園の職員もしくは下記の意味決定支援ホットとラインにお問い合せください。

Q 聞き取りの前に、家族が準備するものがあるの？

A 可能な範囲で結構ですので、これまでの成育歴や帰宅中の様子等がわかるお写真等があると大変助かります。

Q 説明の中で「担当者会議」「意思決定支援検討会議」などに家族が呼ばれるとなっていて、参加できない場合はどうなるの？

A ご家族の皆様にご負担をかけないよう配慮してまいりますが、「意思決定支援検討会議」は本人の意思を確認する大切な会議なのでご出席をお願いします。なお、会議の開催日時や場所等につきましては、事前にご都合を伺わせていただきます。

【意思決定支援ホットとライン】※ご家族向け
津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に関するご家族の不安や疑問に、神奈川県共生社会推進課が対応します。

①電話

番号：045-285-0738

対応時間：平日 8時30分～17時15分

②FAX・メール

番号：045-210-8854

アドレス：hotline-yamayuri.6ww3@pref.kanagawa.jp

対応時間：24時間

意思決定支援とは？

日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する行為及び仕組みであり、次のような場面で支援が必要とされます。

- ① **日常生活における場面**
例) 食事、衣類の選択、外出等の基本的な生活習慣に関する場面や複数用意された余暇活動プログラムへの参加
- ② **社会生活における場面**
例) 住まいの場を移す場面、昼間の過ごし場の移す場面、一人暮らしを選ぶ場面

(基本的な流れ)

(1) 事前の準備

○状況整理

サービス管理責任者と支援担当職員でご本人の生活環境、生活史、成育歴、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を説明できるよう整理します。

○チーム会議

相談支援専門員（セルフプランの場合はサービス管理責任者）がチーム責任者となり、意思決定支援を進めるために打合せ（チームメンバーの役割分担等の検討）を行います。チームメンバーは相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村職員、神奈川県職員等です。

○ご本人、ご家族等への説明

意思決定支援の取組内容について、相談支援専門員、サービス管理責任者、神奈川県職員等からご説明します。

(5) 意思決定支援検討会議

これまでに確認または推定されたご本人の意思等に基づきご本人の望む生活等について検討します。

この話し合いには、ご本人、ご家族等の参加をお願いします。また、意思決定支援専門アドバイザーが参加します。

(6) 意思の確認

- ①日常生活における場面
- ②社会生活における場面

※繰り返し意思の確認を行います。

〔平成32年度中には全ての利用者の今後の生活の選択に係る意思の確認を行います。〕

(2) 聞き取り

ご本人、ご家族等からの聞き取り

ご本人の思いや希望等、ご家族等の思いや希望、これまでの成育歴や帰宅中の様子等を聞かせて頂きます。

(4) 支援の実施

① **サービス等利用計画及び個別支援計画の修正**
担当者会議で話し合われた支援方法を各計画に反映します。

② **支援の実施（見学や体験等も含めて支援）**
個別支援計画等に基づき支援を具体的に進めます。必要に応じて、グループホームや他事業所の見学や体験等も行います。

(3) 担当者会議

聞かせて頂いたお話や情報をチームメンバーで共有しながら、ご本人の意思が反映された生活が送ることができるように、どのような支援が必要なのかを検討します。

この話し合いには、ご本人、ご家族等の参加をお願いします。そのときは、ご負担のない範囲で参加をお願いします。

意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート

作成日： 平成31年5月 日 Ver. 版
 作成者： 第 期

利用者名： 様

望む生活	ご本人の意思：		
	ご家族の意向：		
基本情報（生活史、学校及び福祉サービス等利用歴（教育・支援経過）等）			
生年月日： 支援地： 現居住地： 主たる障害： 療育手帳： その他手帳： 障害基礎年金： その他収入： 障害支援区分：	生活史 （出生時～学齢期） （学齢期以降）	生活環境 （現在の生活環境、日中の過ごし方） （必要な環境への配慮、医療情報等）	ADL 食事： 排せつ： 睡眠： 入浴： 整容： 更衣： 移動： 起居・移乗： その他： (IADL) 食事の準備： 買物： 掃除： 洗濯： 金銭管理： 服薬管理： 交通機関の利用： 電話の使用： 書類の記入： 趣味： 余暇活動： その他：
現在の支援目標 （サービス等利用計画）		家族関係 家族構成（ジェノグラム） 主たる家族等氏名・続柄 成年後見人の氏名・類型 社会関係図（エコマップ）	
（個別支援計画）		友達	

領域別のアセスメント

手掛かり・ヒアリングエピソード	好き・喜び・楽しみ	意思能力・表現方法等
<p>(出生時～学齢期)</p> <p>※自宅、学校など障害福祉サービス利用時以外のエピソード</p>		<p>主張：</p> <p>拒否：</p> <p>柔軟性：</p> <p>言語的理解：</p> <p>視覚的理解：</p> <p>表情：</p> <p>言語：</p> <p>表現： (表情・言語以外)</p> <p>コミュニケーション手段：</p> <p>言葉等への反応：</p> <p>その他：</p>
<p>※以前利用していた障害福祉サービス利用時のエピソード</p> <p>※現在利用している障害福祉サービス利用時のエピソード</p>	<p>嫌い・苦手・不快</p>	
<p>※エピソードが右記のどの項目の根拠となっているかがわかるように、次のとおり文頭に記号（複数の項目の根拠となる場合は複数の記号）を付けてください。</p> <p>好き・喜び・楽しみ：○、嫌い・苦手・不快：×、意思能力・表現方法等：■</p> <p>※スペースが足りない場合は、別紙に記載してください。</p> <p>上記のことから、推定されるご本人の意思（望む生活）</p>		

津久井やまゆり園利用者 意思決定支援に係る 手掛かり・ヒアリングシートの 記載留意点

[参考資料]

- 参考資料1 津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領
- 参考資料2 障害福祉サービス等の利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて（平成29年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 参考資料3 ジェノグラム・対人関係マップの作り方
（国立武蔵野学院作成「育てノート」作成マニュアルより抜粋）
- 参考資料4 「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」確認ポイント

令和元年10月版

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課

1 手掛かり・ヒアリングシートについて

- 厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」において、「意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定する手がかりとなる。」と規定されています。
- また、「本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定支援することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的な整理や説明できないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定支援を支援する上で重要な参考資料になる。」と規定されており、ヒアリングエピソードはこの記録を集めたものになります。
- 手掛かり・ヒアリングシートは、上記の情報等をまとめ、チームメンバーでの情報共有や意思決定支援検討会議での資料として活用するために作成したものです。

2 手掛かり・ヒアリングシートの作成

- 1回目のヒアリングシートの作成後、利用者本人の意思確認や担当者会議等の実施のたびに、必ず作成（更新）してください。
- 2回目以降の作成（更新）について、前回からの変更箇所が分かるように、追記・変更した箇所に下線を引いてください。
- 手掛かり・ヒアリングシートの管理については、その時点の状況が分かるよう、次のようにバージョン管理をしてください。
＜例＞ A氏_手掛かり・ヒアリングシート（平成30年4月5日ヒアリング実施後）
A氏_手掛かり・ヒアリングシート（平成30年6月10日ヒアリング実施後）
A氏_手掛かり・ヒアリングシート（平成30年7月7日担当者会議実施後）

3 その他

- 手掛かり・ヒアリングシートは、利用者本人や家族をはじめ、多くの関係者が目を通す可能性がある書類ですので、内容や表現等には十分注意してください。

4 項目別 記載留意点

(表面) 意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート

平成 31 年 4 月 〇 日 ver

② 第 版
第 期

作成日: _____
作成者: _____

利用者名: _____ 様

③ ④
ご本人の意思:
ご家族の意向:

⑤ ⑥ ⑦ ⑧
基本情報 (生活史、学校及び福祉サービス等利用歴(教育・支援経歴)等)

生年月日: _____
 保護地: _____
 現居住地: _____
 主たる障害: _____
 療育手帳: _____
 その他手帳: _____
 障害基礎年金: _____
 その他収入: _____
 障害支援区分: _____

⑧
現在の支援目標
(サービス等利用計画)

⑨
生活環境
(現在の生活環境、日中の過ごし方)

⑩
食事:
排せつ:
睡眠:
入浴:
整容:
更衣:
移動:
起居・移乗:
その他:
(IADL)

⑪
必要な環境への配慮、医療情報等

⑫
家族関係
家族構成(ジェノグラム)

⑬
主たる家族等氏名・続柄
成年後見人の氏名・類型

⑭
社会関係図(エコマップ)

⑮
障害福祉サービス等の利用状況
(個別支援計画)

⑯
ADL

⑰
食事の準備:
買物:
掃除:
洗濯:
金銭管理:
服薬管理:
交通機関の利用:
電話の使用:
書類の記入:
趣味:
余暇活動:
その他:
(16)

※項目としては残りますが、使用しません。

意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート作成にあたり、以下の点に留意して記載してください。

項目	留意事項
① 作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム責任者である相談支援専門員（セルフプログラムの場合は、チーム責任者となるサービス管理責任者）が記載してください。 ・ 津久井やまゆり園支援担当職員等、利用者本人の情報を持つチームメンバーが記載しても構いませんが、内容の確認、必要な情報収集、情報整理等は、相談支援専門員が、ストレンジスアセスメントの視点から行ってください。
② 第 版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回作成したヒアリングシートが第何版なのかを記載してください。（例、1回目の場合は第1版） ・ 2回目以降は、前回からの変更箇所が分かるように追記・変更した箇所に下線を引いてください。 ・ 利用者本人の意思確認や担当者会議等の実施のたびに必ず作成（更新）してください。
③ ご本人の意思	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の言葉なのか、会議の中で推定された本人の意思なのかについても記載してください。 ・ 担当者会議等で確認された、あるいは推定された本人の意思（望む生活）について、随時、反映させてください。
④ ご家族の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の家族の意向を記載してください。
⑤ 主たる障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断名を記載してください。
⑥ その他手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得状況を記載してください。
⑦ その他収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金、障害共済年金、作業収入等を記載してください。
⑧ 現在の支援目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス等利用計画及び個別支援計画で定めた目標を転記してください。
⑨ 生活史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる履歴ではなく、本人の出生時から現在までのような生活を送り、今に至っているのかについて、読んでイメージが湧くように記載してください。 ※ 例えば、利用者本人のこれまでの生活環境や生活史の状況整理する際は、いつ卒業したのかという情報だけでなく、「利用者が小学校、中学校、高校とどんな生活をしていったのか、何に楽しんで、何に喜んで、何に悲しんでいたか」「どういうものに興味を持って、その興味を持ったのは何故か、興味のあるものに対してどんな表情をしていたのか」「学齢期以降は、それぞれの入所施設でどんな経験をしてきたのか、入所していた施設の資源の概要、その施設の生活の中で何に興味を持って、その興味に対して具体的にどう支援して、その結果どうだったのか、旅行に行ったらどんなことが楽しかったのか」など、その方の生活しているイメージが伝わるよう、十分工夫して記載してください。

⑩ 現在の生活環境、 日中の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目の表記を変更（「日中の過ごし方」を追加しました）。 ・ 物理的な環境だけではなく、日中どのように過ごしているのか（平日・休日）等も記載してください。
⑪ 必要な環境への 配慮、医療情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目の表記を変更（「医療情報」を追加しました）。 ・ 本人の障害特性等を考慮し、本人が望む生活を送る場合に必要な生活環境上の配慮を記載してください。 ・ 医療情報（病名、医療的な対応、通院先等）についても記載してください。 ・ 参考資料3を参照して、ジェノグラムを記載ください。
⑫ 家族構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、類型に加えて、いつから関わっているのか記載してください。
⑬ 成年後見人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料3を参照して、エコマップを記載してください。
⑭ 社会関係図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、後見人等の交流状況について、エコマップの中に記載してください（例、月1回面会、年に1回外泊等）。 ・ 「友達」については、氏名ではなく、関係性を記載してください（例、同室の男性、他施設の女性等）。
⑮ IADL	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの項目について、作業工程を細かく見て、本人一人でもどこまでできるのか、どのような支援があれば可能なのか等について記載してください。 （例）買い物：陳列棚からほしい物を選ぶ、レジで物の受け渡しはできるが、支払いは支援員が行う等 洗 濯：支援員が指差してタンスの場所を示せば片づけける、一人で衣類をたたむ等 <p>※ 「電話の使用」については、電話だけではなく、スカイプや手紙、メール等の手段による間接的な交流が可能かという視点で記載してください。</p> <p>※ 利用者本人のできることや興味関心のあることを通じて、生活の幅は広がっていきます。これまでの記録やアセスメントシートを基に、利用者本人のできることや興味関心のあるところなどの利用者本人の強み（ストレングス）に力点を置いて再アセスメントし、追記・変更等があれば、随時、更新してください。</p>
⑯ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件に関する情報について、「受傷の有無」「入院の有無」を記載してください。 ・ 詳細を記載する必要はありませんが、事件当時のご本人の状況等について尋ねられた場合に、説明できるようにしておいてください。

状況把握の要点

1. 総合的な把握
→ 本人に関する情報の整理が行われている。
2. 本人主体のアセスメント
→ 本人中心のアセスメントが行われている。
3. アセスメントにおけるリフレーミング
→ 価値ある存在としての把握がなされている。
4. ストレングスアセスメント
→ 本人及び環境の強みの観点が反映されている。

ストレングスモデルアセスメント

- 「ストレングス(Strength)」とは、個別支援計画を作成するときにポイントになる、本人と環境の両方にある強さのこと。
- ストレングスモデルとは、全ての人やその人を取り巻く環境には、強さであるストレングスがあるので、それを中心にアプローチしていくようにする考え方。

ストレングスモデル

- ・ チャールズ・A・ラップ等は、「全ての人にはストレングス(強さ)があり、生活に抱く願望や抱負、個人の素質、特質、技術、才能、そして環境の中に、ストレングスがある。」としている。
- ・ 本人のストレングスは、人柄(個性)、才能、技能、生活に抱く願望や抱負、興味、良い生活習慣の継続、経験、経験からくる自負など。
- ・ 環境のストレングスは、年金受給や保険利用ができるなどの制度的環境、家族仲が良い、近隣に知人が住んでいるなどの人的環境、持ち家である、一階に住んでいる、道路が広い、駅に近い、スーパーが近いなどの住環境など。

※ 平成30年5月11日実施
上智大学大塚晃教授研修資料より抜粋

(裏面)

領域別のアセスメント

手掛かり・ヒアリングエピソード

好き・喜び・楽しみ

意思能力・表現方法等

(出生時～学齢期)

17

(学齢期以降) ※自宅、学校など障害福祉サービス利用時以外のエピソード

※以前利用していた障害福祉サービス利用時のエピソード

※現在利用している障害福祉サービス利用時のエピソード

18

主張:

拒否:

柔軟性:

言語的理解:

視覚的理解:

表情:

言語:

表現:
(表情・言語
以外)

コミュニケーション
手段:

言葉等への
反応:

その他:

Blank area for assessment notes corresponding to item 18.

嫌い・苦手・不快

19

Blank area for assessment notes corresponding to item 17.

※エピソードが右記のどの項目の根拠となっているかがわかるように、次のとおり文頭に記号(複数の項目の根拠となる場合は複数の記号)を付けてください。

好き・喜び・楽しみ: ○、嫌い・苦手・不快: ×、意思能力・表現方法等: ■

※スペースが足りない場合は、別紙に記載してください。

上記のことから、推定されるご本人の意思(望む生活)

21

意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート作成にあたり、以下の点に留意して記載してください。

項目	留意事項
⑰ 手掛かり・ヒアリングエピソード	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングエピソードは、⑰「好き・喜び・楽しみ」、⑱「嫌い・苦手・不快」、⑲「意思能力・表現方法等」の根拠となるものです。より多くのヒアリングエピソードから、利用者の意思表示の方法を理解し、表情、感情、行動から意思の読み取り等を行うようにしてください。 ・ ヒアリングエピソードについては、文頭に記号（○：好き・嫌い・楽しみ、×：嫌い・苦手・不快、■：意思能力・表現方法等）を付して、記載してください。 ・ ヒアリングエピソードは情報が多くなるため、項目ごとに整理・分類し、記載するなどの工夫をしてください。
⑱ 好き・喜び・楽しみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑱ヒアリングエピソードから明らかに本人の「好き・喜び・楽しみ」に関わることを記載してください。
⑲ 嫌い・苦手・不快	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑲ヒアリングエピソードから明らかに本人の「嫌い・苦手・不快」に関わることを記載してください。
⑳ 意思能力・表現方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑳のヒアリングエピソードから明らかに本人の意思能力・表現方法等について記載してください。
㉑ 上記のことから推定されるご本人の意思（望む生活）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングシートの情報をもとに、担当者会議等で話し合った本人の意思（望む生活）、あるいは、本人からヒアリングした意思（望む生活）について記載してください。 ・ 次に、ヒアリングシートを更新する場合は、ここに記載された内容について、③「ご本人の意思」に反映するようにしてください。

《ヒアリングシート 別紙の使い方》

ヒアリングエピソードが蓄積され、現在、別紙に新たなエピソードを記載していると思います。ヒアリングシートを会議の場で有効に活用するためにも、ヒアリングシート1枚（表・裏面）に最新の情報を集約させたいと考えています。そこで、今後は次のような整理をお願いします。

- ・ ヒアリングシート裏面⑱に欄に、⑰、⑱、⑲の根拠となる主要なエピソードを整理して記載してください。
- ・ それ以外のエピソードについては、別紙に記載してください。
- ・ 別紙に記載する際は、読み手が読みやすいように、別紙を縦に二段組みにしてください。

津久井やまゆり園利用者意思決定支援 担当者会議 進行表

- 日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
 ○参加者 □相談支援専門員: □サービス管理責任者: □支援担当:
 □ (市・町・村・区): □県職員:
 ○司会 □相談支援専門員 □サービス管理責任者 (セルフプランの場合)
 ○記録 □県職員 ()

1. 前回の会議の決定事項についての進捗状況

<今回までの必達目標>

担当	今回まで行うこと	結果	取組内容 (未実施の場合は理由)
相談			
サービス等 利用計画の 変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし		
サビ管・ 支援担当			
個別支援計 画の変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし		
市町村			
県			
その他			

2. 情報共有等の経過

相談と本人との 面談等	回	相談とサビ管の 状況確認	回	サビ管と支援員 の個別支援会議	回
----------------	---	-----------------	---	--------------------	---

3. 検討内容

4. 検討結果

〈本人の意思（望む生活）について意見交換〉

5. 次回までに行うこと

〈次回までの必達目標〉

担当	次回まで行うこと	期限
相談		
サービス等 利用計画の 変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし	
サビ管・ 支援担当		
個別支援計 画の変更	<input type="checkbox"/> あり (変更内容) <input type="checkbox"/> なし	
市町村		
県		
その他		

6. 次回の担当者会議開催日程 ※必ずこの場で決めること

日時：令和 年 月 日 () 時 分 ～

会場：

参加者：

◆ 意思決定支援検討会議の開催時期

決定 (年 月頃) 会議目的 ()

未定

以上

意思決定支援検討会議 報告書

(報告日 西暦 年 月 日)

利用者名				施設名	
開催日時					
開催場所					
出席者	本人等		行政		
	相談支援		県		
	園(担当)		アドバイザー		
	園(サビ管)		その他		

会議の目的 (話し合う内容)	
検討内容	<p>※本人や家族の意見、アドバイザーの助言等もあわせて記載</p>
検討結果	

次回までに 行うこと	＜次回までの必達目標＞			
	担当	次回までに行うこと		期間
	相談			
	サービス等利用 計画の変更	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(変更内容)	
	サビ管・ 支援担当			
	個別支援計画の 変更	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(変更内容)	
	市町村			
	県			
	その他			
備考				
次回日程	<p>【次回の担当者会議開催日程】 ※必ずこの場で決めること 日 時：西暦 年 月 日 () 時 分～ 会 場： 参加者：</p> <p>【意思決定支援検討会議の開催時期】 <input type="checkbox"/>決定：西暦 年 月 日 () 頃 <input type="checkbox"/>未定</p>			

障 福 第 380 号
平成 29 年 9 月 15 日

各市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス担当課長

継続サービス利用支援（モニタリング）の適切な支給決定について（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）では、第 1 条の 2 において「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」を基本理念に規定するとともに、第 42 条及び第 51 条の 22 において、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等の設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者は、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮する」ことと規定しています。

また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では、第 23 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」と規定しています。

本年 3 月には、平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」を受け、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」（障発 0331 第 15 号 平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が発出されました。このガイドラインでは、「日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。」、特に「自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。」とされました。

つきましては、「介護給付費等の支給決定等について」（障発第 0323002 号 平成 19 年 3 月 23 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第 6 の 2 の（2）において、「市町村においては、利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること。」とされていますので、各市町村におかれましては、障害者の意思決定支援の重要性を御理解いただき、必要に応じて標準期間よりきめ細かにモニタリングの期間を設定するなど、利用者ごとに適切なモニタリングの期間を設定されるようお願いいたします。

問合せ先

障害福祉課 事業支援グループ
岡崎・浅田・小川・栗田・中島・竹中
電話 045-210-4717・4732(直通)

共社第 10 号
平成 30 年 7 月 26 日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について (依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成 29 年 10 月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」(障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「ガイドライン」という。)を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます。

ガイドラインでは、「意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定支援に基づくサービスの提供を行うことが重要である。」、特に「体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。」と規定されています。

また、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)では、第 23 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」と規定されています。

つきましては、「介護給付費等の支給決定等について」(障発第 0323002 号平成 19 年 3 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第四の 1 の (1) ④において、「当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。」、また、同第四の 4 の (1) において、「原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。」と規定されていることから、関係市町村におかれましては、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等の重要性を御理解いただき、支給決定等にご配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先

再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤
電話 045-285-0738(直通)

共社第 13 号
平成 30 年 8 月 30 日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力について
(依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成 29 年 10 月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「ガイドライン」という。）を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます

利用者の体験等の促進に向け、本年 7 月 26 日「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について」を別添のとおり発出いたしました。

については、関係市町村におかれましては、別添の内容についてご了知の上、貴管内事業者、関係団体等に対し、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力の呼びかけにつきまして、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

問合せ先
再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤
電話 045-285-0738(直通)

平成 30 年度意思決定支援チームに対する研修の実施計画及び実績について

1 根拠

津久井やまゆり園再生基本構想 P 4 「2 意思決定支援の仕組みと手続き」に規定。

(3) 意思決定支援チームに対する研修の実施

意思決定支援チームの構成員が、意思決定支援の趣旨、手続き等について十分な理解を得られるよう、障害者の権利擁護・地域生活支援の専門家等による研修会を継続的に実施する。

(参考) 厚生労働省のガイドライン

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

2 平成 30 年度実績・予定

月日等	テーマ・目的	講師	対象
5月11日	1. 「厚生労働省のガイドライン」を参考に、意思決定支援の考え方、背景等について十分な理解を得る。 2. 津久井やまゆり園利用者における意思決定支援の具体的な取組方法等について理解し、実践できる。	1. 大塚 晃教授 (上智大学) 2. 県共生社会推進課	意思決定支援チーム 相談：22名 施設：19名 市町村：30名 オブザーバー：2名 合計 73名
9月10日	1. 意思決定支援を行う支援者の心構え等について理解し実践できる。 ～シドニー大学障害研究センターの支援者向けの意思決定支援プログラムを参考に～	1. 木口恵美子准教授 (鶴見短期大学)	意思決定支援チーム 相談：22名 施設：18名 市町村：26名 オブザーバー：2名 合計 68名
11月30日	1. 他チーム責任者との実際の事例を用いたグループワークを通して、他チームの内容を共有し、今後の進め方の参考とする。	1. 大塚 晃教授 (上智大学)	チーム責任者である 相談支援専門員 相談：20名 オブザーバー：1名 合計 21名
2月27日	1. 長野県に西駒郷の実践について知る。 2. 本人の意思が反映された計画の立て方、各計画の連動、計画に基づく支援の実施と記録、記録に基づくモニタリングとリアセスメント等について理解し実践できる。	1. 山田 優氏 (元西駒郷地域生活支援センター所長) 2. 富岡 貴生氏 (かながわ障害ケアマネジメント従事者ネットワーク)	意思決定支援チーム 相談：14名 施設：14名 市町村：26名 オブザーバー：3名 合計 57名
3月11日	1. 今年度の取組について、サービス管理者や担当支援員に実践報告をしていただき、他チーム等の動きについて理解し、次年度以降の取組の参考とする。	1. 大塚 晃教授 (上智大学)	意思決定支援チーム 相談：16名 施設：49名 市町村：17名 オブザーバー：3名 合計 85名

令和元年度意思決定支援チームに対する研修の実施計画及び実績について

1 根拠

津久井やまゆり園再生基本構想 P 4 「2 意思決定支援の仕組みと手続き」に規定。

(3) 意思決定支援チームに対する研修の実施

意思決定支援チームの構成員が、意思決定支援の趣旨、手続き等について十分な理解を得られるよう、障害者の権利擁護・地域生活支援の専門家等による研修会を継続的に実施する。

(参考) 厚生労働省のガイドライン

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

2 平成 31 年度実績・予定

月日等	テーマ・目的	講師	対象
7月8日	1. 「厚生労働省のガイドライン」を参考に、意思決定支援の考え方、背景等について十分な理解を得る。 2. 津久井やまゆり園利用者における意思決定支援の具体的な取組方法等について理解し、実践できる。	1. 大塚 晃 氏 2. 県共生社会推進課	意思決定支援チーム 参加者 チームメンバー 69名 オブザーバー 2名
10月7日	1. 意思決定支援の好事例発表、事例検討等	1. 意思決定支援専門アドバイザー	意思決定支援チーム チームメンバー 56名
1月20日	1. 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム(平成30年度厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」) ※本人中心主義等の理念や価値	1. 水島 俊彦 氏 他、研究メンバー	意思決定支援チーム 参加者 チームメンバー 50名
3月9日	1. 「意思決定支援の取組推進に関する研究検討会」で取りまとめた事例を中心に、今年度までの取組について、意思決定支援チームに実践報告をしていただき、他チーム等の動きについて理解し、次年度以降の取組の参考とする。	1. 大塚 晃 氏 ※ 研究検討会委員についても、参加を依頼する。	意思決定支援チーム ※ 今後、全県向けに報告会等を開催することも検討する。 * コロナウィルスの影響により中止

【「かながわ障がい者計画」における意思決定支援に関する項目（抜粋）】

2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

(1) 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援

2017（平成 29）年 10 月に策定した「津久井やまゆり園再生基本構想」に掲げている「利用者の意思決定支援」や「地域生活移行支援」等の再生に向けた取組みを県全体に広げていきます。

意思決定支援については、2017（平成 29）年 3 月に厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を参考に、現在、津久井やまゆり園の利用者の意思決定支援に取り組んでおり、今後は、こうした取組みを全県に広めていくために、相談支援体制の構築や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

また、地域生活移行支援については、重度の障がい者であっても、家族関係を含めた障がい者本人の環境や、これまでの生活史を手がかりとした、本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場を選択できる社会資源の整備に取り組めます。

※ 出典：神奈川県、「かながわ障がい者計画」（2019 年度～2023 年度）、2019 年 3 月、p. 15

【「障害者基本計画（第 4 次）」における意思決定支援に関する項目（抜粋）】

○ 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。〔4-(1)-2〕(p. 27)

○ 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。〔5-(1)-1〕(p. 30)

※ 出典：「障害者基本計画(第 4 次)」、平成 30 年 3 月

津久井やまゆり園利用者意思決定支援 実施要領等に関するQ & A

平成30年4月版

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
共生社会推進課

《目次》

1 目的、スケジュール	1
1 津久井やまゆり園再生基本構想の概要について知りたい。	1
2 この取組の実施主体はどこになるのか。	2
3 この取組の統括はだれが行うのか。	3
4 この取組は、障害福祉サービスの提供等に当たっての意思決定支援ということなのか。	4
5 全体のスケジュールについて知りたい。	5
6 着手する利用者の順番は、どういう基準で決めているのか。	6
7 津久井やまゆり園の意思決定支援のプロセスについて知りたい。	7
8 施設規模を判断する時期（この取組の開始から概ね2年程度）までのスケジュールについて知りたい。	8
9 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れについて知りたい。	9
10 施設規模を判断する時期を遅らせる、例えばすべての利用者の意思確認が終了するまで延期することはできないのか。	10
11 施設規模を判断する時期（この取組の開始から概ね2年程度）までに、今後の生活の場の意味確認ができない場合はどうなるのか。最終的にいつまでに意思決定をすればよいのか。	11
12 今後の生活の場の選択の意思決定をした場合、必ず希望した場所に移れるのか。	12
13 この取組における「着手」とは、どの時点を指すのか。	13
14 通常のモニタリングと意思決定支援チームによる意思確認との違いは何か。	14
15 通常のモニタリングで今後の生活の場の意向を確認する（できる）場合は、この取組に該当するのか。	15
2 利用者等の個人情報の利用及び収集の同意	16
1 この取組に当たって、利用者等の個人情報の利用及び収集の同意を得るとあるが、同意書の内容について知りたい。	16
3 津久井やまゆり園職員による状況整理	17
1 津久井やまゆり園職員とはだれを指すのか、その範囲について知りたい。	17
2 現に津久井やまゆり園に入所していない利用者については、だれが状況整理を行うのか。	18
3 生育歴や他施設での生活など、把握していない情報や状況があった場合はどう対応するのか。	19
4 状況整理する書式は決まっているのか。	20
5 状況整理する際に気をつけるポイントはあるのか。	21
6 障害者支援施設における日々の記録をつける際に気をつけるポイントはあるのか。	22

4	意思決定支援チーム	23
1	利用者1人につき1チームということで、全部で130チームが構成されるということ でよいか。	23
2	相談支援専門員はチーム責任者として、チームを主宰するとあるが、具体的な業務内 容について知りたい。	24
3	セルフプランの場合は、チーム責任者はだれが担うのか。	25
4	相談や確認したいことがあった場合は、どこに相談すればよいのか。	26
5	家族、福祉事業者、行政でもない利用者本人の立場の第三者が入るべきではないか。 ...	27
6	チームメンバーとされていない方を最初からチームに入れることはできるのか。	28
7	津久井やまゆり園支援担当職員とは具体的にだれを指すのか。	29
8	寮の担当職員は変則勤務であることから、津久井やまゆり園支援担当職員は寮の担当 職員以外に寮長、主任等複数としてよいか。	30
9	津久井やまゆり園以外に入所している利用者の場合、サービス管理責任者や支援担当 職員はだれがチームメンバーになるのか。	31
10	市町村障害福祉主管課職員とは具体的にどのような職員を想定しているのか。	32
11	県障害福祉主管課職員とは、どのような職員を想定しているのか。	33
12	チーム内での役割分担はどのように行えばよいのか。	34
13	チーム内での打合せ（チーム会議）は実施要領に規定されていないが、必ず実施する 必要があるのか。	35
14	他のチームの動きや課題等の情報は提供してもらえるのか。	36
15	他の相談支援専門員と情報交換できる場はあるのか。	37
5	研修の実施	38
1	研修を継続的に実施する理由について知りたい。	38
2	今後の研修予定について知りたい。	39
3	研修は毎回参加することが必須なのか。	40
6	津久井やまゆり園利用者への説明	41
1	利用者への説明はだれが行うのか。	41
2	わかりやすい意思決定支援の説明とあるが、具体的にどのような説明をいうのか。	42
3	実施要領において、絵カードや具体物の活用等を例示しているが、それらは用意され ているのか。用意されていない場合は、だれがどのように準備するのか。	43
7	利用者への見学、体験の機会の提供	44
1	グループホーム等での生活に関する見学や体験の機会を適宜設けと記載があるが、ど のように提供するのか。	44
2	見学、体験の機会はだれが調整をするのか。	45
3	県からグループホーム等の空き情報は提供してくれるのか。	46

4	見学、体験の際の支給決定に関しては、だれに相談すればよいのか。.....	47
8	家族等への説明	48
1	県からの家族へのこれまでの説明の経緯について知りたい.....	48
2	意思決定支援ホットラインについて知りたい。.....	49
3	着手したことを利用者の家族に対する説明はだれが行うのか。.....	50
4	セルフプランからの移行ケースやこれまで1年に1回程度しかお会いしていないなど、 家族との信頼関係を構築できていない中で、どのように意思決定支援を進めていけばよ いか。	51
9	家族の見学、体験	52
1	グループホーム等の生活に関する説明会は開催したのか。.....	52
2	家族の見学、体験に向けての個別の説明はだれが行うのか。.....	53
3	津久井やまゆり園の職員が家族等に見学、体験の説明をしたりすると、園として地域 生活移行を進めていると捉えられてしまい、関係性が揺らぐことがあるのではないかと 思っています。.....	54
4	見学・体験の機会の調整は、だれが行うのか。.....	55
10	利用者の意思の確認	56
1	チームが利用者本人や家族等からヒアリングをする場合は、チーム全員で行うのか。...	56
2	家族等から必要な情報収集を行う場合、家族以外にだれを想定しているのか。.....	57
3	収集した情報や確認した利用者の意思を落とし込むツールはあるのか。.....	58
4	途中で意思が変わった場合はどうするか。	59
5	見学や体験の場の提供は必須か。	60
11	手掛かり・ヒアリングシート	61
1	手掛かり・ヒアリングシートとは何か。	61
2	手掛かり・ヒアリングシートはいつ作成し、どのように管理するのか。.....	62
3	手掛かり・ヒアリングシートはどのように活用するのか。.....	63
4	手掛かり・ヒアリングシートはだれが記載するのか。.....	64
5	ヒアリングエピソードとは何か。	65
6	手掛かり・ヒアリングシートの様式は、これが最終形なのか。.....	66
12	検討会議	67
1	日程調整はだれが行うのか。	67
2	意思決定支援専門アドバイザーの予定はだれが確認し調整するのか。.....	68
3	司会はだれが行うのか。	69
4	どのような資料を用いるのか。	70
5	利用者、家族は同席が必要なのか。	71

6	利用者は最初から最後まで出席しないといけないのか。.....	72
7	関係事業者とは、具体的にどのような職種を想定しているのか。.....	73
8	オンブズマンやコンタクトパーソンが入ることは可能なのか。.....	74
9	一度意思確認ができたからおしまいなのか。何回くらいを想定しているのか。.....	75
10	最終的に意思を確認するのはいつか。.....	76
11	意思決定支援専門アドバイザーの役割は何か。.....	77
12	どのくらいの頻度で開催するのか。.....	78
13	チームメンバー全員の出席が必要か。.....	79
14	席順はどうすればよいか。.....	80
15	どこで開催するのか。.....	81
13	意思決定支援の結果に基づく調整	82
1	個別支援計画やサービス等利用計画は、意思決定支援検討会議の結果を踏まえて変更 が必要なのか。.....	82
2	地域生活への移行の意思が確認された場合の地域移行の支援は、だれが行うのか。.....	83
14	検討方法及び検討結果の見直し	84
1	継続的に意思決定支援を行うとあるが、継続的とはいつまでか。.....	84

津久井やまゆり園利用者の 意思決定支援について

平成31年度 意思決定支援チームメンバー説明用資料

【添付資料】

- ・ 津久井やまゆり園利用者意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシートの記載留意点

障害者関連施策と津久井やまゆり園利用者の意思決定支援について

年度	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
H15年度(2003)	「支援費制度」の施行（措置から契約の転換） （利用者がサービス選択できる仕組み）	
H18年度(2006)	「障害者自立支援法」施行 （3障害共通、地域生活を支援）	国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
H19年度(2007)		「障害者権利条約」への署名
H23年度(2011)		「障害者虐待防止法」成立（H24.10施行） 「障害者基本法改正法」施行（共生社会の実現）
H25年度(2013)	「障害者総合支援法」施行 （地域社会における共生社会の実現・難病等を対象） ※基本理念の追加 ※3年後の見直しの一つとして、「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」が規定され、ガイドラインについても言及	「障害者差別解消法」成立（H28.4施行） 「障害者権利条約」を批准
H28年度(2016)		4月：「障害者差別解消法」施行 7月：津久井やまゆり園事件発生 1月：再生に向けた基本的な考え方を公表、ヒアリング実施 2月：再生基本構想に関する部会設置
	3月：「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定	
H29年度(2017)		10月：再生基本構想策定

○ 一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられることが重要
(津久井やまゆり園再生基本構想/総合支援法一部引用)

再生基本構想（平成29年10月策定）

（目指すもの）

この基本構想は、事件によって命を奪われた利用者への鎮魂、ご遺族の痛惜の念、そして心身に傷を負った利用者及び職員の尊厳の回復を念頭に置き、利用者、ご家族、職員、津久井やまゆり園を支えていただいている地域住民の方々など関係するすべての人々、さらに、社会全体として、この事件を乗り越え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を真に実現することを目指して取りまとめた。

（構成） ～ 利用者一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供 ～

I 意思決定支援

津久井やまゆり園利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある。今後、どのような暮らし、どのような支援を望むか、その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」に基づき、より丁寧に時間をかけて、かつ、適切な手続きにより、意思決定を支援する。

私たち抜きに私たちのことを決めないで（Nothing about us, without us!）

II 安心して安全に生活できる暮らしの場

津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。

III 地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進、移行先のグループホームのバックアップ支援体制整備などの支援に取り組む。

（参考）再生基本構想にかかる主な補助金について

専門的支援の継続的な提供（職員加配）	利用者1人当たり 167.4万円/年	グループホームの整備の促進（施設整備）	1ホーム当たり 500万円/年	バックアップ支援体制整備（後方支援）	法人1か所当たり 50万円/年	地域移行支援従事者の配置（職員配置）	1事業所当たり 262千円/月
--------------------	-----------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

※その他、市町村障害者福祉事業推進補助金や障害者グループホーム体験利用促進事業費補助等も使える可能性あり

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月)

（定義）

意思決定支援とは、**自ら意思を決定すること**に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討**のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

（厚生労働省ガイドラインとの枠組みの比較）

厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」	津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領
1. 意思決定支援責任者の配置 意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。	1. 意思決定支援チームが意思決定支援責任者の役割を担う
2. 意思決定支援会議の開催 意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。	2. 意思決定支援検討会議の開催 ・意思決定支援チームメンバー ・本人、家族等（出席が基本） ・ 意思決定支援専門アドバイザー ・関係事業者等（必要に応じて）
3. 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意志決定支援計画）の作成 意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成	3. ガイドラインのとおり ※現行の各計画に反映する。
4. サービスの提供 本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。	4. ガイドラインのとおり
5. モニタリングと評価及び見直し 意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。	5. ガイドラインのとおり

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の体制等

意思決定支援の目的：

- 本人の望む生活（希望）を知る（根拠を持って推定する）。
- 上記を実現するには、どこで誰と生活するのがよいのか、を本人に確認（意思決定支援チームで根拠を持って推定）し、実現可能性も踏まえて本人と一緒に考えて考える。

○意思決定支援チーム

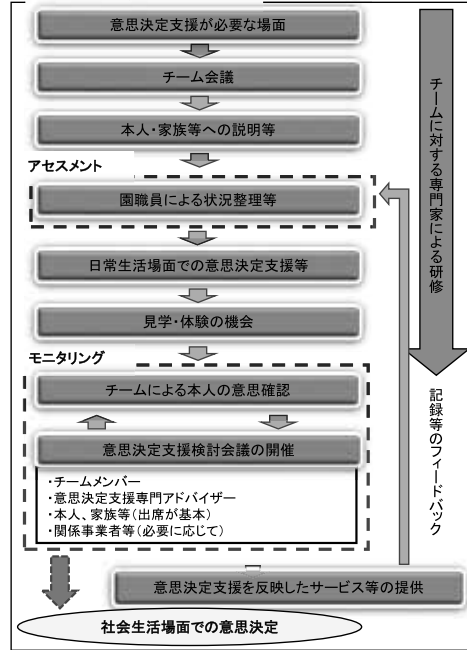
	チームメンバー	氏名	研修	主な役割
①	相談支援専門員（相談支援事業所）	□□ □子	済	チーム責任者
②	津久井やまゆり園支援担当職員	☆☆ ☆郎	済	状況整理、意見陳述等
③	津久井やまゆり園サービス管理責任者	△△ △恵	済	説明、意見陳述等
④	〇〇市障害ケースワーカー	〇〇 〇夫	済	支給決定
⑤	神奈川県障害サービス課職員	×× ×生	済	統括

○意思決定支援専門アドバイザー

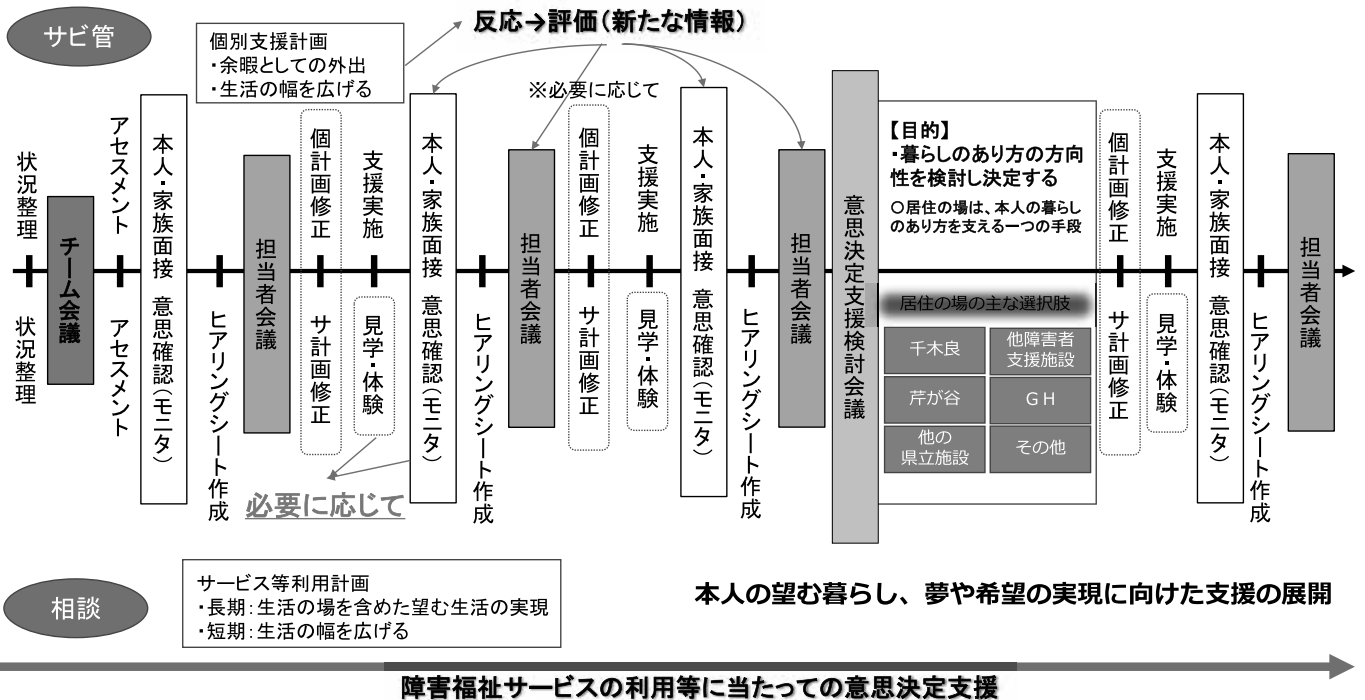
区分
相談支援に精通する実践的な指導者（2人）
法律の専門家（2人）
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家（2人）

意思決定支援責任者の役割をチームで担う

意思決定支援の流れ

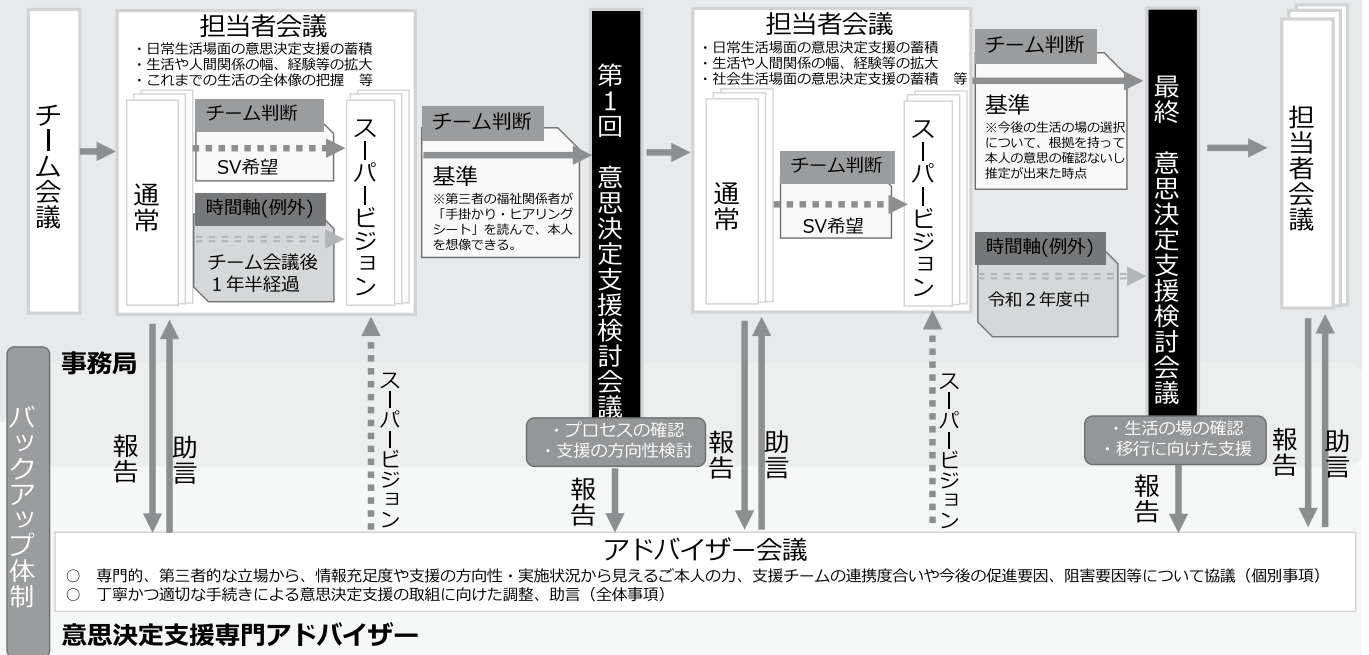


津久井やまゆり園利用者意思決定支援プロセス ～どのような暮らし、どのような支援を望むか～



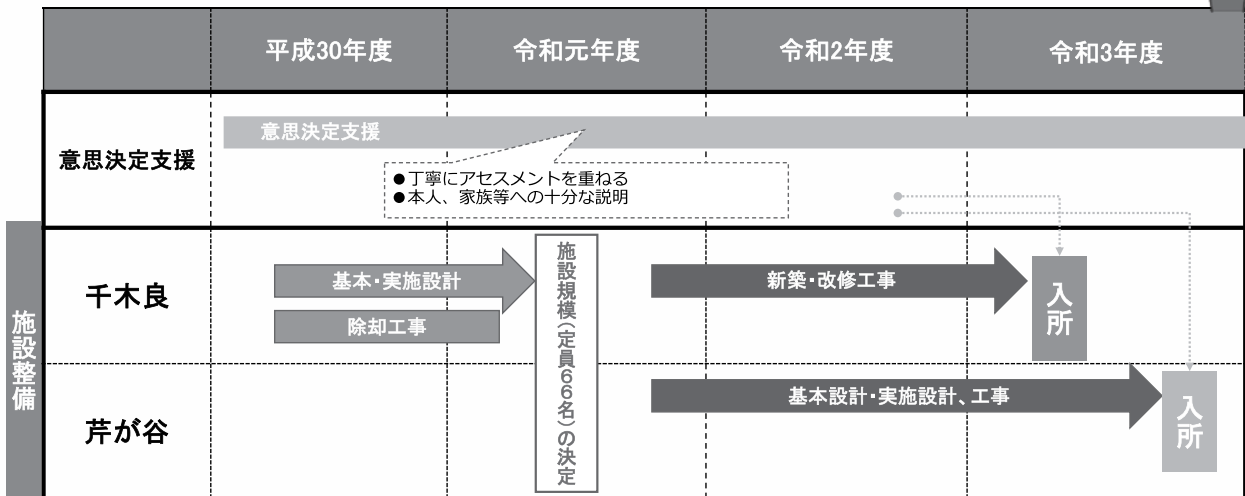
障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援

意思決定支援チーム



今後の全体スケジュール

○令和2年度の下半期に、具体的な入所についてご相談させていただきます。



Kanagawa Prefectural Government

意思決定支援の取組推進に関する研究検討会 委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属 (令和2年3月現在)
片桐 公彦	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官
鈴木 敏彦 (座長)	和泉短期大学 教授 (意思決定支援専門アドバイザー)
田中 正博	公益社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 統括
富岡 貴生	NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネット ワーク 相談役 (意思決定支援専門アドバイザー)
水島 俊彦	法テラス埼玉法律事務所 弁護士

(所属：令和2年3月現在)

第2回意思決定支援の取組推進に関する研究検討会におけるヒアリング協力法人

(五十音順)

社会福祉法人 かながわ共同会

社会福祉法人 県央福祉会

社会福祉法人 横浜共生会

令和元年度障害者総合福祉推進事業
意思決定支援の取組推進に関する研究報告書

令和2年3月

神奈川県

